

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）
及び6に掲げる手術件数

期間：令和7年1月から令和7年12月分

区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	14
イ	黄斑下手術等	2
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	65
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	42

区分2に分類される手術		件数
ア	靭帯断裂形成術等	12
イ	水頭症手術等	64
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	6
エ	尿道形成手術等	6
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	11

区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	5
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	2
キ	同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡または腹腔鏡による手術	374

その他の区分に分類される手術	件数
人工関節置換術	134
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	38
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	23
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	8
不安定狭心症に対するもの	11
その他のもの	33
経皮的冠動脈粥腫切除術	5
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	32
不安定狭心症に対するもの	23
その他のもの	92

※ここに掲げる手術件数は、施設基準に定められたもののみを表示しており、当院で行われた全ての手術件数を表示するものではありません。